

## 平成29年4月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月10日(月) 午後2時 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

### 4. 会議に出席した委員(20名)

- |      |           |     |        |
|------|-----------|-----|--------|
| 1番   | 草場 學      | 2番  | 後藤 感二  |
| 3番   | 中村 洋子     | 4番  | 平山 政之  |
| 5番   | 重松 淳一     | 6番  | 山田 武二  |
| 7番   | 坂田 俊博(欠席) | 8番  | 高松 昭夫  |
| 9番   | 能塚 美鶴     | 10番 | 田中 浩   |
| 11番  | 熊手 久雄     | 12番 | 寺崎 昇   |
| 13番  | 井手 博幸     | 14番 | 白水 隆資  |
| (15番 | 欠 員)      | 16番 | 武下 博俊  |
| 17番  | 藤井 豊志     | 18番 | 寺崎 廣喜  |
| 19番  | 永利 昇      | 20番 | 柳 文子   |
| 21番  | 永利 春雄(欠席) | 22番 | 草場 小夜子 |
| 23番  | 久光 悟      |     |        |

### 5. 会議に欠席した議員(2名)

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 7番 | 坂田 俊博 | 21番 | 永利 春雄 |
|----|-------|-----|-------|

### 6. 会議に出席した事務局職員(4名)

○議長 ただいまの出席委員は20名で委員定足数に達しております。なお坂田俊博 委員、 永利春雄 委員 より欠席届が出ています。よって、平成29年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、2番 後藤感二 委員、3番 中村洋子 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について6件を議題といたしたいと思っておりますが、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は三沢の田3筆です。医療法人が利用者の福祉増進のために耕作目的で売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に、1ページの番号2から3ページの番号5は大板井の田15筆です。

農地所有適格法人（法律改正前は農業生産法人）以外の法人が経営規模拡大のため解除条件付きの賃貸借を契約するものです。

農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。また、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。そして、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められることが条件になっています。

(場所の説明)

次に、3ページから4ページの番号6は福童地内の田11筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しない

ため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。
- 第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転及び権利移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。
- 議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は西鉄三沢駅から、おおむね500メートル以内の区域になるので第2種農地に該当し、代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。
- 第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局よ

り説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するため申請があったものですが、先ほど審議して頂いた議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請と同じ農地でございます。

住宅が2名の共有になるという事ですので、使用貸借の権利設定分については、農地法第5条第1項の規定による許可申請となります。

次に、番号2は、大崎地内の田1筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在するので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

なお、番号1と番号2は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙  
手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、  
意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利  
用集積計画の承認について 所有権移転4件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。議案第4号農業経  
営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由  
のご説明を申し上げます。

番号1は光行地区内の田2筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振  
興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号2は山隈地区内の畑5筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振  
興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

次に、8ページの番号3と番号4は古飯地内の田2筆です。経営規模  
縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法  
第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於  
いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2  
分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化 促進  
法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転4件につ  
きまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致  
をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は干潟地区内の農地5筆です。農地所有適格法人がその法人の役員の農地について使用貸借の権利設定を行うものです。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出19件につきまして報告いたします。今回件数が多いことから地区名など省略させていただきます。

番号1から12ページの番号7は借手の変更による合意解約です。

次に、13ページの番号8は契約期間の調整のための合意解約です。

次に、番号9は借手の変更による合意解約です。

次に、14ページの番号10は契約期間の調整のための合意解約です。

次に、番号11は貸手の都合による合意解約です。

次に、番号12は売買のための合意解約です。

次に、15ページの番号13から17ページの番号17は借手の変更による合意解約です。

次に、18ページの番号18は売買のための合意解約です。

次に、19ページの番号19は契約内容の変更のための合意解約です。詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告いたします。

番号1は公民館の建設及び区の倉庫用地とするため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は一般個人住宅の拡張のため、届出が提出されたものです。

次に、番号3は道路の拡張のため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして4月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年4月10日(月) 午後2時30分閉会